

改正

平成19年11月30日告示第234号  
平成23年3月24日告示第53号  
平成24年3月26日告示第66号  
平成26年5月20日告示第174号  
平成27年3月31日告示第127号  
令和4年3月16日告示第124号  
令和5年3月31日告示第133号  
令和8年3月19日告示第84号

安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館の建設等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに地区公民館を建てること（全部建替を含む。）をいう。
- (2) 増築 敷地内の地区公民館の建築面積、床面積又は延べ面積を増加させることをいう。
- (3) 改築 既存の地区公民館の大きさを変えずに建物の一部又は全部を除去し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異なるものにするをいう。
- (4) 修繕・模様替 地区公民館の建物は残しつつ、屋根又は外壁、柱、梁等を部分的に直すことをいう。
- (5) 水洗化工事 下水道接続に伴い実施する安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）第2条第7号又は安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）第2条第6号に規定する排水設備及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置に係る工事をいう。
- (6) 耐震診断 昭和56年以前に建築された地区公民館に対して、別表第1に掲げる方法により市又は区が実施したものをいう。
- (7) 耐震補強工事 耐震診断により、耐震の性能が別表第2の基準となる数値欄に定める数値を下回るとされた地区公民館について、当該数値を上回るために行う補強工事をいう。
- (8) LED化工事 LED照明器具以外の照明器具からLED照明器具に入れ替える工事をいう。
- (9) 省エネエアコン設置 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）1-3(1)に規定する多段階評価点が3.0以上のエアコンディショナー（以下「省エネエアコン」という。）を設置することをいう。

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の交付対象となる経費は、地区公民館の新築、増築、改築、修繕・模様替、水洗化工事、耐震補強工事、LED化工事及び省エネエアコン設置に係る工事費のうち市長が認めた費用（以下「事業費」という。）とする。ただし、設計費、用地費、補償費、備品購入費（省エネエアコンに係るものを除く。）及び地区公民館建設に伴う既設建物の買収費を除く。

(補助対象の要件)

**第4条** 補助金の交付対象の要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、災害等により緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 新築又は改築の場合は、過去に当該補助金を活用し新築、増築、改築又は修繕・模様替を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。

ア 直近の新築又は改築による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して25年以上経過していること。

イ 直近の増築又は修繕・模様替による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。

(2) 増築又は修繕・模様替の場合は、事業費が100万円以上で、かつ、過去に当該補助金を活用し新築、増築、改築又は修繕・模様替を行ったことがある地区公民館は、次のいずれかに該当すること。

ア 直近の新築又は改築による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して25年以上経過していること。

イ 直近の増築又は修繕・模様替による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。

(3) 耐震補強工事の場合は、事業費が100万円以上であること。

(4) LED化工事の場合は、過去に当該補助金を活用しLED化工事を行ったことがないこと。

(5) 省エネエアコン設置の場合は、過去に当該補助金を活用し省エネエアコン設置を行ったことがある地区公民館は、直近の省エネエアコン設置による当該補助金交付日が属する年度の翌年度から起算して15年以上経過していること。

(補助率等)

**第5条** 補助金の区分、補助率及び限度額は、次のとおりとする。ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、一部過疎地域の指定を受けた地域の地区公民館（以下「指定公民館」という。）については、当該補助率により算定した額に100分の110を乗じるものとする。

区分	補助率	限度額
新築又は改築	事業費の3分の1	1,500万円（指定公民館にあつては、1,650万円）を限度とし、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

増築、修繕・模様替又は水洗化工事	事業費の3分の1	この区分の工事を複合して行う場合を含め、200万円（指定公民館にあっては、220万円）を限度とし、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
耐震補強工事	事業費の2分の1	500万円（指定公民館にあっては、550万円）を限度とし、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
LED化工事	事業費の2分の1	120万円（指定公民館にあっては、132万円）を限度とし、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
省エネエアコン設置	事業費の3分の1	120万円（指定公民館にあっては、132万円）を限度とし、補助金額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 配置図、平面図及び立面図（建築確認申請書に添付したもの）
- (2) 建築工事費見積書
- (3) 事業計画書
- (4) 事業に係る収支予算書

2 前項の場合において、耐震補強工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 長野県知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された長野県木造住宅耐震診断士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士であり、かつ、同法第23条第1項の登録を受けた事務所に所属する者が作成した耐震診断の結果が分かるものの写し
- (2) 耐震補強工事の見積書
- (3) 耐震補強工事の内容が分かる設計図書

3 第1項の場合において、LED化工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、同項に定めるもののほか、LED化工事を行う箇所が分かる書類を市長に提出しなければならない。

4 第1項の場合において、省エネエアコン設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネエアコンを設置する箇所が分かる書類
- (2) 設置するエアコンディショナーが省エネエアコンであることを証する書類

(補助金の額の確定)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者は、工事が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 工事の経過が分かる書類
- (5) LED化工事(蛍光灯が使用されている照明器具から入れ替えた場合に限る。)を行った場合は、水銀処理をしたことが分かる産業廃棄物管理表の写し

2 市長は、前項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第2条関係)

地区公民館の構造	耐震診断の方法
木造	一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般耐震診断法及び精密診断法
非木造	一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」による耐震診断
	一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による耐震診断
	一般財団法人日本建築防災協会発行の「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」による耐震診断

#### 別表第2 (第2条関係)

地区公民館の構造	基準となる指標	基準となる数値
木造	上部構造評点	1.0
非木造	構造耐震指標 I s 値	0.6